

私たちの活動や意見を
仲間で共有します
会費は県と日本平和委
員会の活動も支えます

土浦平和の会ニュース

発行：土浦平和の会
事務局：土浦市神立町2664
ホームページ：[//heiwatutiura.web.fc2.com/](http://heiwatutiura.web.fc2.com/)

遅くありませんでしたが 2016平和の旅のご案内です

**南総里見八犬伝の里・館山での戦跡巡りと
南房総の旅を楽しみませんか**

**いつ：11月23日(水・祝)～24日(木)
どこへ：南房総・館山方面**

南房総は首都防衛の巨大要塞基地だった

東京湾の入口・館山は、古代から軍事戦略上重要な役割を果たしてきました。

20世紀に入り東京湾要塞地帯の拠点として、館山海軍航空隊、館山海軍砲術学校などさまざまな軍事施設がおかれていました。戦後、地域開発で遺跡の破壊が進んでいますが、南房総には保存の良い戦争遺跡が50ヶ所(A級遺跡18ヶ所)近く残されています。わが国有数の近代の遺跡群で、長野県の松代の大本営跡の地下壕に匹敵する巨大な規模の赤山地下壕、零戦を隠した掩体壕(えんたいごう)、砲台や弾薬庫跡、本土決戦に備えた陣地跡など多数残っています。

(安房文化遺産フォーラムのHPから)

日程、コース

**11月23日：土浦発 am7:00—成田—東関東、館山自動車道経由—館山am11:00予定
昼食後、安房文化遺産フォーラムの案内で館山市内の戦跡見学
南房総白浜温泉「ホテルリゾートイン白浜」に宿泊**

11月24日：館山—大山千枚田—勝浦(昼食)—長南町笠森観音など—土浦pm7:00予定

参加費 (バス代、宿泊費)：約15,000円

見学場所、コースの詳細は検討中です、ご希望受け付けます。20名以上の参加目標です。

**誘い合っでご参加ください。申し込みは
080-1987-4050 近藤まで**

「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」用紙が県平和委員会からたくさん届きました。ご協力をお願いします。会員一人10筆が目標です。

11月20日(日)午後 土浦亀城公園(裁判所側広場)にて総がかり行動実行委員会主催の集会とパレードが予定されています。南スーダンからの撤退を求めます。ご参加を。

基本的人権も否定—危険な自 民党改憲案「緊急事態条項」

9.30 学習会参加記

自民党「日本国憲法改正草案」（以下「改正草案」）の緊急事態条項は、総理大臣の権限を拡大強化するとともに、国民の「人権」停止や集会、表現の自由を大幅に制限するもので、日本弁護士連合会などからも、問題点や危険性が指摘されています。

県南総がかり行動実行委員会は9月30日、日弁連憲法問題対策本部事務局員、茨城県弁護士会憲法委員会副委員長の尾池誠司弁護士（土浦市在住）を講師に招き、法律家から見た「改正草案」第98条（緊急事態の宣言）99条（緊急事態宣言の効果）の問題点について学習会を行いました。この学習会には、約50名が参加しました。

緊急事態条項の危険な狙い等について前号の「平和の会ニュース」で概説しているので重複になるかもしれませんが、今回の学習会でのポイントは以下のようなものでした。

1. 「改正草案」第98条（緊急事態の宣言）では「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力行使、内乱等による社

会秩序の混乱、地震等による大規模自然災害その他法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、特に必要があると認めるときは閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」としている。

問題なのは緊急事態の根拠や判断基準が明確でないまま総理大臣の判断一つで宣言を発することができる、つまり総理が独裁的に権利行使できる仕組みになっていることである。さらに同2項では国会による事後承認も有効としているが、歯止めも不十分、3項では緊急事態宣言の期間についても最大100日の長期に加えて、さらに延長も可能としていることもまた看過できない点である。

2. 98条を受けて第99条の（緊急事態宣言の効果）では、緊急事態宣言が発せられたときは、「法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」「地方自治体の長に対し必要な指示をすることができる」「何人も国その他の機関の指示に従

わなければならない」としている。

法律は国民の権利を制限する性格をもち、国権の最高機関である国会で審議され制定される。政令は内閣（閣議：総理大臣、国务大臣）で制定することができる。緊急事態下での法律と同等の効力を有する政令、つまり総理大臣、内閣が判断すれば法律に基づかなくとも政令で国民の権利をいくらかでも制限できることになる。

99条2項では「14条（平等権）、19条（思想信条の自由）、21条（集会結社、言論の自由）その他基本的人権に関する規定は最大限に尊重されなければならない。」としているが、「改正草案」の21条（表現の自由）には、「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。」としながらも、同2項では「公益および公共の秩序を害する活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない。」としている。当然罰則も整備されるであろう。

例えば、大規模な安倍内閣打倒のデモや集会に対し、総理大臣がこれは社会秩序を乱すものだと判断し、緊急事態宣言を発したならば、集会、結社、表現の自由など基本的人権は制限どころか一切禁止される。人権の抑圧、権利の停止・制限、服従義務、処罰まさに戦

前戦中の暗黒時代そのものである。

3. 改憲派は大規模災害やテロなどを口実に緊急事態条項の必要性を強調しているが、現行法でも大規模な自然災害に関する対処法令があり、「有事」への対処法令も、問題が多々あるものの自衛隊法76条、78条、2003年の有事関連3法、昨年強行した安保関連法などが制定されている。にもかかわらず緊急事態条項にこだわるのは「戦争する国づくり」を憲法上からも保障する狙いがあることは明らかである。

4. 現日本国憲法は、9条との関係や国民の人権が抑圧された戦前の教訓から緊急事態条項を認めていない。「改憲草案」は、緊急事態条項に留まらず、9条の放棄、国防軍の創設など、現憲法の基本理念である永久平和主義、基本的人権、主権在民、国際協調主義を根底から否定する内容となっている。安倍首相は今国会で、改憲議論はこの草案からなどと述べ、憲法改正の意欲を示している。「改正草案」の狙いや危険な問題点をもっとよく知り、もっと多くの人に知らせることが大切である。

（文責：近藤輝男）